

第 2 3 期第 3 回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 7 年 8 月 7 日（木） 1 4 : 0 0 ~

2 場 所 豊前海水産会館
(京都郡苅田町磯浜町 1 - 2 - 6 TEL 093-434-1704)

3 議 題

(1) 豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について
(諮問) 資料 1

(2) 福岡県資源管理方針の一部改正について (諮問)
資料 2

(3) 第 2 3 期第 1 回周防灘三県連合海区漁業調整委員会について (協議)
資料 3

(4) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について
(協議) 資料 4

(5) くろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について (報告)
資料 5

(6) ぶりの令和 7 年度における知事管理漁獲可能量の設定について (報告)
資料 6

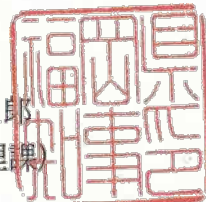
(7) その他

7 漁管第1037号

令和7年7月28日

福岡県豊前海区漁業調整委員会
会 長 江 口 猛 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



豊前海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」とい
う。）第58条において読み替えて準用する同法第42条（以下「第42条」と
いう。）第1項及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下
「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の
内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第
3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（福岡県豊前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置（県内分）

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手繰第二種えびこぎ網漁業	福岡県管轄海域及び共通海域	10月3日から翌年9月20日まで	48kW（調整15馬力）以下	5トン未満	1	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡荻田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
小型機船底びき網漁業	手繰第二種なまここぎ網漁業	福岡県豊前海区海面	11月16日から翌年3月15日まで	総トン数2トン以下：48kW（調整15馬力）以下 総トン数5トン未満：10kW（調整7馬力）以下	5トン未満	2	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡荻田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者 同一世帯に他種の小型機船底びき網漁業の許可を受有する者がいない者
小型機船底びき網漁業	手繰第三種けた網漁業	福岡県管轄海域及び共通海域	11月8日から翌年4月20日まで	48kW（調整15馬力）以下	5トン未満	1	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡荻田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
刺し網漁業	さわら流し刺し網漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡荻田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
刺し網漁業	まながつお流し刺し網漁業	福岡県豊前海区海面	5月1日から12月31日まで	-	-	2	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡荻田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
固定式さし網漁業	一重建網漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	4	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡荻田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
固定式さし網漁業	三重建網漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	3	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡荻田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
延なわ漁業	延なわ漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	1	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡荻田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者
かご漁業	かにかご漁業	福岡県豊前海区海面	1月1日から12月31日まで	-	-	6	北九州市門司区、同小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡荻田町、築上郡吉富町、同築上町に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年8月8日から令和7年9月8日まで

7 水 第 7 7 2 号

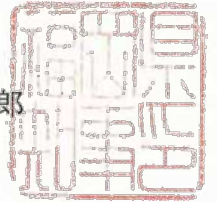
令和7年7月8日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長

江口 猛 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第10項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、福岡県資源管理方針を案のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。



令和 7 年 8 月 7 日
福岡県豊前海区漁業調整委員会資料

福岡県資源管理方針の一部改正について

水産振興課漁船漁業係

【概要】

○「ぶり養殖用種苗（もじゃこ）」の別紙 1 への追加について

- ・令和 7 年 3 月 7 日に、資源管理基本方針別紙 2 に、ぶり養殖用種苗（もじゃこ）についての記述が追加された。
- ・これを受け、福岡県資源管理方針別紙 1-11 に、ぶり養殖用種苗（もじゃこ）についての記述を追加することとしたい。

(別紙 1－11)

第 1 特定水産資源

ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県ぶり知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県ぶり知事管理区分に配分する。

漁業法第 16 条第 2 項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

改正案	現行方針
福岡県資源管理方針 第1～第8 (略) (別紙1－1)～(別紙1－10) (略) (別紙1－11) 第1～第4 (略) 第5 その他資源管理に関する重要事項 <u>1</u> 資源管理基本方針 (令和2年農林水産省告示第1982号) の本則の第1の2(5)に 定めるステップアップ管理を行う。 <u>2</u> 養殖用種苗 (もじゃこ) について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。 (別紙2－1) (略) (別紙3－1)～(別紙3－11) (略)	福岡県資源管理方針 第1～第8 (略) (別紙1－1)～(別紙1－10) (略) (別紙1－11) 第1～第4 (略) 第5 その他資源管理に関する重要事項 資源管理基本方針 (令和2年農林水産省告示第1982号) の本則の第1の2(5)に 定めるステップアップ管理を行う。 (別紙2－1) (略) (別紙3－1)～(別紙3－11) (略)

第23期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会

議 案 書

日 時 : 令和7年8月20日(水) 午後2時00分から
場 所 : 豊前海水産会館 3階大会議室
(福岡県京都郡苅田町磯浜町1丁目2番6号)

※出席者の一部は会場に参集せず Web 上で会議に出席

第 1 号議案 会長の互選について

【周防灘三県連合海区漁業調整委員会事務規程】

第 5 条 委員会に会長 1 名、副会長 2 名を置く。会長、副会長は委員のなかから互選する。ただし、委員が会長、副会長を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえ選任する。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3～4 略

第2号議案 副会長の互選について

【周防灘三県連合海区漁業調整委員会事務規程】

第5条 委員会に会長1名、副会長2名を置く。会長、副会長は委員のなかから互選する。ただし、委員が会長、副会長を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえ選任する。

2 略

3 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

4 略

第3号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の 操業始期について（案）

共通海域においては「11月10日」からとする。

専管海域においては、大分県が「10月8日」、福岡県が「11月8日」、山口県が「11月10日」からとする。

第4号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業と ふぐ延なわ漁業の操業調整に関する委員会指示について (案)

7 三県連漁調指示第1号

周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐ延なわ漁業との円滑な操業調整を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

令和7年 月 日

周防灘三県連合海区漁業調整委員会
会 長 ○○ ○○

記

周防灘における山口・福岡・大分三県間の小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（令和5年8月8日、山口・福岡・大分三県知事間で締結された協定）に基づく共通海域のうち、次に掲げる適用海域内における小型機船底びき網手繰第三種漁業（共同漁業権に基づく手繰第三種漁業を含む。以下同じ。）とふぐ延なわ漁業の操業について次のように定める。

1 適用海域

次の、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ5直線によって囲まれた区域

点の位置

イ 旧周防灘航路第2号灯浮標（世界測地系：北緯33度49分22秒、東経131度23分39秒）

ロ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）

ハ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）と山口県周南市大津島五ツ島を結んだ線と、次のニの点と、大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市室積村杵崎西端を結んだ線と山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端を結んだ線との交点を結んだ線との交点

ニ 山口県防府市タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音埼突端を結んだ線と、山口県防府市竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶埼突端を結んだ線との交点

ホ ニの点と山口県宇部市丸尾崎東端と大分県宇佐市長州漁港導流堤灯台を結んだ線と山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村三ツ石鼻西端を結んだ線との交点を結んだ線と、

山口県防府市佐波島頂上とイの点を結んだ線との交点

2 漁業種類及び期間

11月 日から11月30日までの間、上記適用海域内における操業は次のとおりとする。

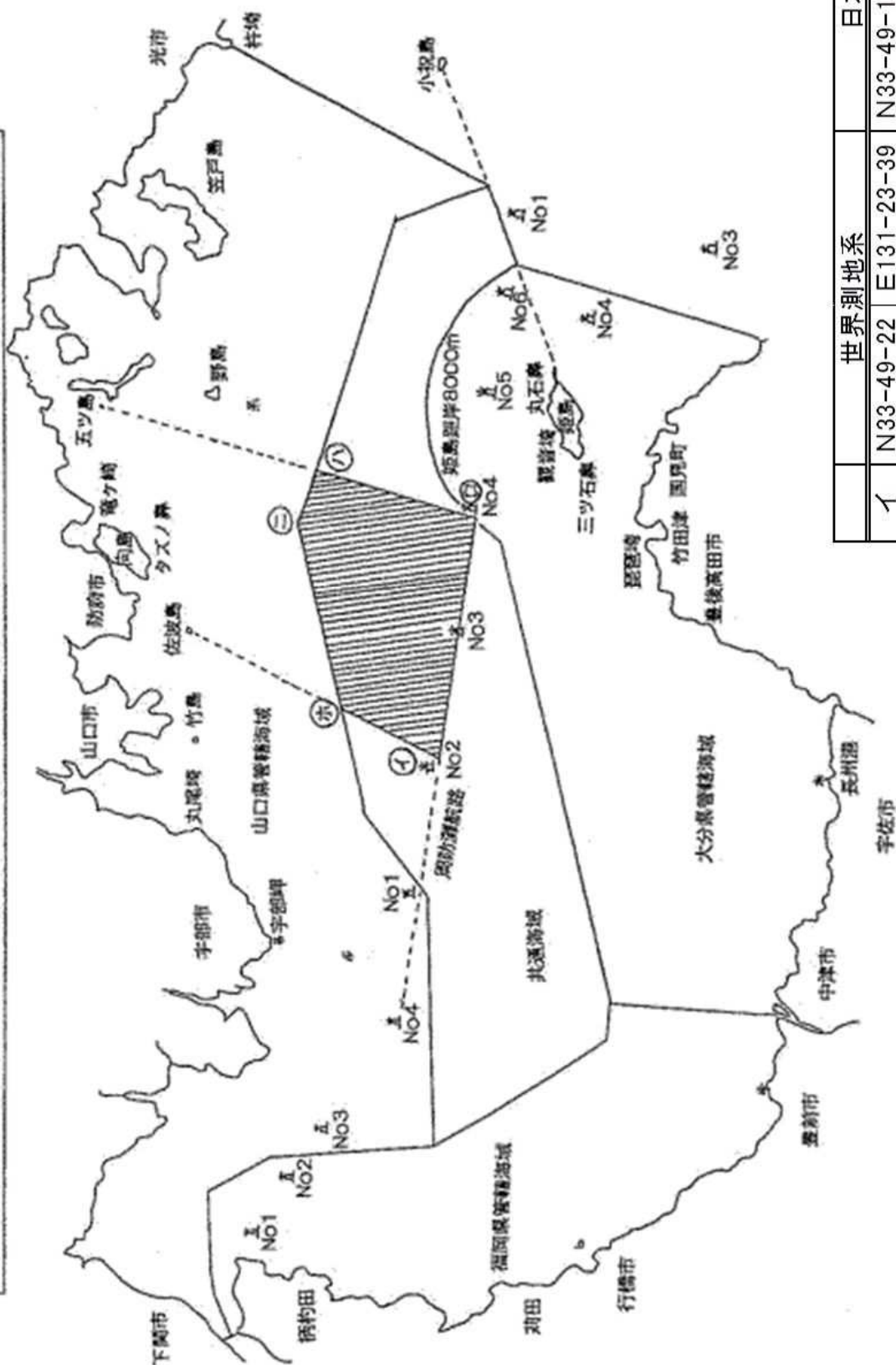
イ 小型機船底びき網手繰第三種漁業にあつては、毎日午前6時30分から午前11時30分までの間は操業してはならない。ただし、日曜日についてはこの限りでない。

ロ ふぐ延なわ漁業にあつては、毎日午前11時31分から午後7時00分までの間は操業してはならない。

3 指示の期間

令和7年11月 日から令和7年11月30日まで

周防灘共通海域における小型機船底びき網手繰第3種漁業とふぐ延縄漁業の操業調整海域参考図



	世界測地系	日本測地系
イ	N33-49-22 E131-23-39	N33-49-10 E131-23-48
ロ	N33-47-18 E131-35-27	N33-47-06 E131-35-36
ハ	N33-53-22 E131-38-05	N33-53-10 E131-38-14
ニ	N33-54-06 E131-35-31	N33-53-54 E131-35-40
ホ	N33-52-54 E131-26-31	N33-52-42 E131-26-39

第5号議案 周防灘三県漁業協定書及び付属する覚書・協定書等の更新に
ついて

協 定 書 （案）

周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の秩序を確立し、もって円滑な操業を確保するため、山口県知事（以下「甲」という。）、福岡県知事（以下「乙」という。）及び大分県知事（以下「丙」という。）とは、次の条項により協定した。

（趣 旨）

第1条 甲、乙及び丙は、周防灘におけるそれぞれの県の境界について一致した認定をすることが困難であり、また早急に認定することも望めないので、山口県、福岡県及び大分県の3県間で漁業調整上最も紛争の多い小型機船底びき網漁業について協定を結びその円滑な操業を図ろうとするものである。

（基 点）

第2条 この協定に定める海域を表示するための基点（以下「基点」という。）は、別表のとおりとする。

（適用海域）

第3条 この協定の適用される海域は、基点アとイを結ぶ線、基点ニ、ナ、ス及びセを順次に結ぶ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（以下「適用海域」という。）とする。

（区域の表示）

第4条 適用海域における区域の表示は、次のとおりとする。

- （1） 基点ア、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びセを順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 甲の管轄海域
- （2） 基点イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ソ、タ及びチを順次に結ぶ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 乙の管轄海域
- （3） 基点チ、タ、ツ、テ及びトを順次に結ぶ線と基点トとナの間における大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8, 0 0 0メートルの距離の線と基点ナとニを結ぶ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 丙の管轄海域
- （4） 基点ト、テ、ツ、タ、ソ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びナを順次に結ぶ線と基点ナとトの間における大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8, 0 0 0メートルの距離の線によって囲まれた海域 共通海域

（許可の操業区域）

第5条 甲及び乙は、丙が小型機船底びき網漁業の許可をする場合は、丙の管轄海域及び共通海域を大分県漁業者に対する操業区域とすることについて了解するものとする。

2 甲及び丙は、乙が小型機船底びき網漁業の許可をする場合は、乙の管轄海域及び共通海域を福岡県漁業者に対する操業区域とすることについて了解するものとする。

- 3 乙及び丙は、甲が小型機船底びき網漁業の許可をする場合は、甲の管轄海域及び共通海域を山口県漁業者に対する操業区域とすることについて了解するものとする。

(入 漁)

第6条 山口県、福岡県及び大分県の小型機船底びき網漁業者は他の県の知事の管轄海域で操業する場合は、当該県の知事の許可を受けるものとする。

- 2 前項の甲、乙及び丙の管轄海域への相互入漁については、この協定と同時に別に定める。

(共通海域における規制)

第7条 共通海域における小型機船底びき網漁業の操業に関する規制については、甲、乙及び丙が周防灘3県連合海区漁業調整委員会と協議の上、別に定めるものとする。

(漁業権漁業の保護)

第8条 共通海域における漁業権漁業の保護のため、基点ク、ケ、コ、サ、ヌ、ネ、ツ、タ、ソ及びクを順次に結ぶ線によって囲まれた区域においては、毎年3月19日午前7時から5月31日午前7時までの間、小型機船底びき網漁業の操業を禁止するものとする。

- 2 乙及び丙は、甲が前項の区域のうち、基点ク、ケ、コ、サ、ヌ及びクを順次に結ぶ線によって囲まれた区域において、区域を限って前項の期間より短い期間を定めることについて了解するものとする。

- 3 甲は、前項の区域及び期間を定めたときは、すみやかに乙及び丙に通報するものとする。

(漁業取締り)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定締結の精神にのっとり、自県船の違反防止に努めるものとする。

- 2 適用海域における漁業取締りについては、甲、乙及び丙は、協議の上、別に定めるものとする。

- 3 共通海域における漁業関係法令の違反に対する行政処分については、甲、乙及び丙が協議して別に定める基準により行うものとする。

(関係漁業者に対する指導)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定の実効を期するため、協定の内容について自県の関係漁業者に周知徹底を図るとともに必要な指導を行うものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、令和8年4月1日から効力を生じ、有効期間は2年とする。

(その他)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定の実施について、すみやかに必要な措置を講ずるものとする。

2 この協定に定めるもののほか、小型機船底びき網漁業と関連のある漁業等については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

3 この協定の条文の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定の内容を変更する必要があるときは、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び立会人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 山口県知事 村岡 嗣 政

乙 福岡県知事 服部 誠太郎

丙 大分県知事 佐藤 樹一郎

立会人 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長
金子 守 男

別 表

基点は、次のとおりとする。

- ア 山口県下関市火ノ山下潮流信号所
- イ 福岡県北九州市門司区門司埼灯台
- ウ アの点とイの点とを結ぶ線の中央点
- エ 山口県下関市長府宮崎町串崎東端から真方位173度1, 530メートルの点（福岡県北九州市門司区部埼灯台から真方位310度28分2, 975メートルの点～昭和42年3月13日当協定締結時における福岡県北九州市門司区丸山鼻と山口県下関市長府宮崎町串崎東端とを結ぶ線の中央点）
- オ 福岡県北九州市門司区部埼灯台と山口県下関市満珠島灯台とを結ぶ線の中央点
- カ 福岡県北九州市門司区部埼灯台と山口県山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒）とを結ぶ線の中央点
- キ 福岡県北九州市門司区網の鼻突端と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点
- ク 福岡県行橋市蓑島頂上と山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点
- ケ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端とチの点とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線との交点
- コ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村姫島三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点
- サ 山口県防府市向島タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音埼突端とを結ぶ線と、山口県防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線との交点
- シ 大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市大字室積村杵崎西端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点
- ス 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市大字室積村杵崎西端と大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡とを結ぶ線との交点
- セ 山口県光市大字室積村杵崎西端
- ソ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と福岡県豊前市宇島港西3号防波堤灯台とを結ぶ線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点
- タ チの点から真方位6度15分の線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点
- チ 大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位296度20分80メートルの点
- ツ 山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市高田港導流堤

灯台とを結ぶ線との交点

テ 大分県国東市国見町伊美権現崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結ぶ線と、大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台と山口県防府市野島南端とを結ぶ線との交点

ト 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から 8,000メートルの距離の線と、ツの点とテの点とを結ぶ線の延長線との交点

ナ 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から 8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点

ニ 大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡

ヌ 山口県宇部市旧宇部港赤灯台（世界測地系：北緯 33 度 56 分 12 秒、東経 131 度 13 分 57 秒）とチの点とを結ぶ線の中央点

ネ チの点から真方位 6 度 15 分の線上チの点から 17,000メートルの点

漁業取締りに関する覚書（案）

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県（以下「3県」という。）の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第9条第2項の定めに基づき、山口県知事、福岡県知事及び大分県知事は、次のとおり覚書を交換した。

- 1 管轄海域における漁業取締りについては、当該管轄県がこれを行うものとする。
- 2 共通海域における漁業取締りについては、次の各号のとおりとする。

なお、3県が従来行ってきた取締権限の範囲については、周防灘3県協定の締結により変更を生じないものとする。

 - (1) 法律及び省令違反（（2）から（4）に掲げるものを除く。）については、違反者の所属都道府県を問わず、3県いずれの県も取締りを行うものとする。ただし、漁業法（以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第44条違反及び法第47条違反については、当該違反者の属する県が取締りを行うものとする。
 - (2) 法第58条において読み替えて準用する法第54条第2項違反については、効力の停止の命令を発出した県が取締りを行うものとする。
 - (3) 法第131条第1項違反については、停泊等の命令を発出した県及び違反者の属する県が取締りを行うものとする。
 - (4) 3県の海区漁業調整委員会指示及び周防灘三県連合海区漁業調整委員会指示に係る法第120条第11項違反については、知事の命令を出した県が取締りを行うものとする。
 - (5) 各県漁業調整規則違反については、各県は違反者が自県内及び3県以外に属するものに限り取締りを行うものとし、この場合においては、違反現認した県の漁業調整規則を適用するものとする。ただし、3県以外に属するものに対して3県のいずれかの県が当該違反に係る漁業に関して許可証等の発給を行っている場合は、その県が自県の漁業調整規則を適用し処理するものとする。
 - (6) 前5号の規定により、自らが取り締ることができない違反を現認したときは、取締権限を有する他の2県又は水産庁その他の取締機関に、事件引継又は通報するものとする。
- 3 周防灘三県連合海区漁業調整委員会指示に従わない者に対する法第120条第11項による知事の命令については、各々の知事が行うものとする。ただし、命令の内容は同一のものとする。
- 4 3県は、共通海域における漁業取締りの実効を期すために必要があると認めるときは、水産庁と協議の上、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 この覚書は、令和8年4月1日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘3県協定の有効期間と同じとする。

令和 年 月 日

山口県知事 村 岡 嗣 政

福岡県知事 服 部 誠太郎

大分県知事 佐 藤 樹一郎

立会人 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長 金 子 守 男

行政処分に関する覚書(案)

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県（以下「3県」という。）の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘3県協定」という。）第9条第3項の定めに基づき、山口県知事、福岡県知事及び大分県知事は、次のとおり覚書を交換した。

- 1 周防灘3県協定第9条第3項の定めによる基準は、3県は一致するように努力する。
- 2 行政処分の実施は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 3県内に属する者の違反に係る行政処分については、当該違反者の属する県が行う。
 - (2) 3県内に属さない者の違反に係る行政処分については、検挙した県が行う。
 - (3) 3県以外の取締機関が3県内に属さない者を検挙したものについては、3県が協議した上で行政処分を行う県を決定するものとする。

令和 年 月 日

山口県知事 村 岡 嗣 政

福岡県知事 服 部 誠太郎

大分県知事 佐 藤 樹一郎

立会人 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長 金 子 守 男

たいらぎ漕漁業の許可に関する覚書（案）

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘３県協定」という。）第１２条第２項の定めに基づき、山口県知事、福岡県知事及び大分県知事は、たいらぎ漕漁業の取扱いについて、次のとおり覚書を交換した。

１ 大分県知事が許可するたいらぎ漕漁業については、次に定めるところによるものとする。

（１）操業区域

次のイ、ロ、ハ、ニの４点を順次に結ぶ３線、ニ、ホの間における大分県東国東郡姫島村姫島（以下「姫島」という。）の周辺最大高潮時海岸線から８，０００メートルの距離の線及びホ、へ、トの３点を順次に結ぶ２線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

イ 大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位２９度２０分８０メートルの点

ロ イの点から真方位６度１５分の線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点

ハ 周防灘航路第３号灯浮標

ニ 姫島の周辺最大高潮時海岸線から８，０００メートルの距離の線と、ハの点と旧周防灘航路第４号灯浮標（世界測地系：北緯３３度４７分１８秒、東経１３１度３５分２７秒）とを結ぶ線との交点

ホ 姫島の周辺最大高潮時海岸線から８，０００メートルの距離の線と、姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点

へ ホの点と伊予灘西航路第３号灯浮標とを結ぶ線と、姫島三ツ石鼻から伊予灘西航路第４号灯浮標を見通した線との交点

ト 大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡

（２）操業期間

２月１日から７月１０日まで及び８月２０日から９月３０日までとする。

（３）許可隻数

５５０隻以内とする。

（４）許可条件

イ 貝殻は、持ち帰らなければならない。

ロ 日没から日出までは、操業してはならない。

２ この覚書の有効期間は、周防灘３県協定の有効期間と同じとする。

令和 年 月 日

甲 山口県知事 村 岡 嗣 政

乙 福岡県知事 服 部 誠太郎

丙 大分県知事 佐 藤 樹一郎

立会人 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長
金 子 守 男

入 漁 協 定 書 (案)

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘 3 県協定」という。）第 6 条第 2 項の定めに基づき、山口県知事（以下「甲」という。）と大分県知事（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定した。

（入漁隻数及び区域）

- 第 1 条 甲は、大分県漁業者から甲の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、120 隻を限度に許可するものとし、操業区域は、山口県山陽小野田市大字小野田本山岬南端と大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位 296 度 20 分 80 メートルの点とを結ぶ線と、山口県防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線との間における甲の管轄海域とする。
- 2 乙は、山口県漁業者から乙の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、120 隻を限度に許可するものとし、操業区域は、大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位 296 度 20 分 80 メートルの点から真方位 6 度 15 分の線と大分県豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から 350 度（磁針方位）の線との間における乙の管轄海域とする。
- 3 甲及び乙は、前 2 項に定める入漁の許可をするときは、自県船に対する許可とくらべ不利益な規制等は加えないものとする。

（入漁者の選定基準）

- 第 2 条 甲及び乙は、入漁の許可を受けている大分県又は山口県の漁業者が自己の管轄海域において小型機船底びき網手繰第 2 種漁業につき違反を行ったときは、当該漁業者に対し当該漁期中その入漁を停止するものとする。
- 2 甲及び乙は、入漁の許可を受けていない者が、甲又は乙の管轄海域において小型機船底びき網漁業の操業を行ったときは、当該漁業者に対し、以降の入漁の許可をしないことがある。
- 3 甲及び乙は、共通海域において小型機船底びき網手繰第 3 種漁業の違反を行った者に対し、甲、乙協議の上、自己の管轄海域への入漁を停止し、又は入漁の許可をしないことができるものとする。

（協定の有効期間）

- 第 3 条 この協定は、周防灘 3 県協定の効力が生ずる 令和 8 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘 3 県協定の有効期間と同じとする。

令和 年 月 日

甲 山口県知事 村 岡 嗣 政

乙 大分県知事 佐 藤 樹一郎

入 漁 協 定 書 (案)

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（以下「周防灘３県協定」という。）第６条第２項の定めに基づき、山口県知事（以下「甲」という。）と福岡県知事（以下「乙」という。）とは、次の条項により協定した。

（入漁隻数）

- 第１条 甲は、福岡県漁業者から甲の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、当該入漁許可申請者のすべてに許可するものとする。
- ２ 乙は、山口県漁業者から乙の管轄海域に入漁の許可申請があったときは、当該入漁許可申請者のすべてに許可するものとする。
- ３ 甲及び乙は、前２項に定める入漁の許可をするときは、自県船に対する許可とくらべ不利益な規制等は加えないものとする。

（協定の有効期間）

- 第２条 この協定は、周防灘３県協定の効力が生ずる令和８年４月１日から効力を生ずるものとし、有効期間は、周防灘３県協定の有効期間と同じとする。

令和 年 月 日

甲 山口県知事 村 岡 嗣 政

乙 福岡県知事 服 部 誠太郎

いかす網（いかかご）漁業の入漁に関する了解事項 （案）

令和 年 月 日に締結された周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定に関連して協議されたいかす網（いかかご）漁業について、次のとおり了解する。

福岡県から山口県漁場（共同漁業権漁場）に入漁するいかす網（いかかご）漁業については、従来の実績を尊重して処理するものとする。

令和 年 月 日

山口県農林水産部水産振興課長 向 井 秀

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 尾 田 成 幸

(参 考 资 料)

周防灘三県連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 周防灘三県連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は漁業法その他法令の定めるところにより、第2条に定める海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。ただし、海区漁業調整委員会が権限を有しているものはこの限りでない。

(設置区域)

第2条 委員会は、次の海区をもって設置する。

山口県瀬戸内海海区

福岡県豊前海区

大分海区

(事務局所在地)

第3条 委員会の事務局は、会長の属する海区漁業調整委員会事務局内に置く。

(委員会)

第4条 委員会は委員15名(各海区5名)をもって組織する。

2 専門の事項を調査審議させるため必要に応じて専門委員を置くことができる。

3 専門委員は学識経験のある者のうちから、関係県の知事が協議のうえ選任する。

4 委員会の事務は事務局所在地の委員会書記がこれを行う。

(会長、副会長の職務)

第5条 委員会に会長1名、副会長2名を置く。会長、副会長は委員のなかから互選する。ただし、委員が会長、副会長を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえ選任する。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

4 会長、副会長共に事故あるときは委員が互選した委員でその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は会長が招集し会議の議長となる。ただし、会長及び前条に規定する職務を代理する者が互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及び前条に規定する職務を代理する者とともに事故あるときの会議は、都道府県知事が招集する。

2 委員の1/3以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは会長はその請求のあった日から15日以内に委員会を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はすくなくとも7日前に議事事項並びに委員会の日時及び場所を第2条の委員会に通知しなければならない。

4 委員会は開催通知を受取ったならば、日時及び場所を公衆の見易い方法によって公示するとともにただちに代表委員に通知しなければならない。

5 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第7条 委員会は定員の過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は法令で特別のさだめある場合を除くほか出席委員の過半数で決する。可否同数の時は会長の決するところによる。

3 委員会の会議は公開とする。

第8条 委員会の会議はあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急を要すると認めた事項についてはこの限りでない。

2 委員から発言を求めたときはその要求の順序によって議長がこれを許可する。

第9条 委員は議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。

第10条 委員は自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事件については議事にあずかることができない。ただし、委員会において承認したときは会議に出席して発言することができる。

(議事録)

第11条 会長は会議の議事録を作成し下記の事項を記載する。

(1) 委員会の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議事事項

(4) 議決の結果

(5) その他重要な事項

第12条 議事録は会長の指名する委員2人以上がこれに署名するものとする。

第13条 議事録は一般の縦覧に供する。

(規程の改正)

第14条 この規程の改正は委員会の議決によって行う。

(雑則)

第15条 前各号に定めるもののほか、議事の運営に関する必要な事項は会長がその都度定める。

附 則

この規程は昭和55年9月30日から適用する。

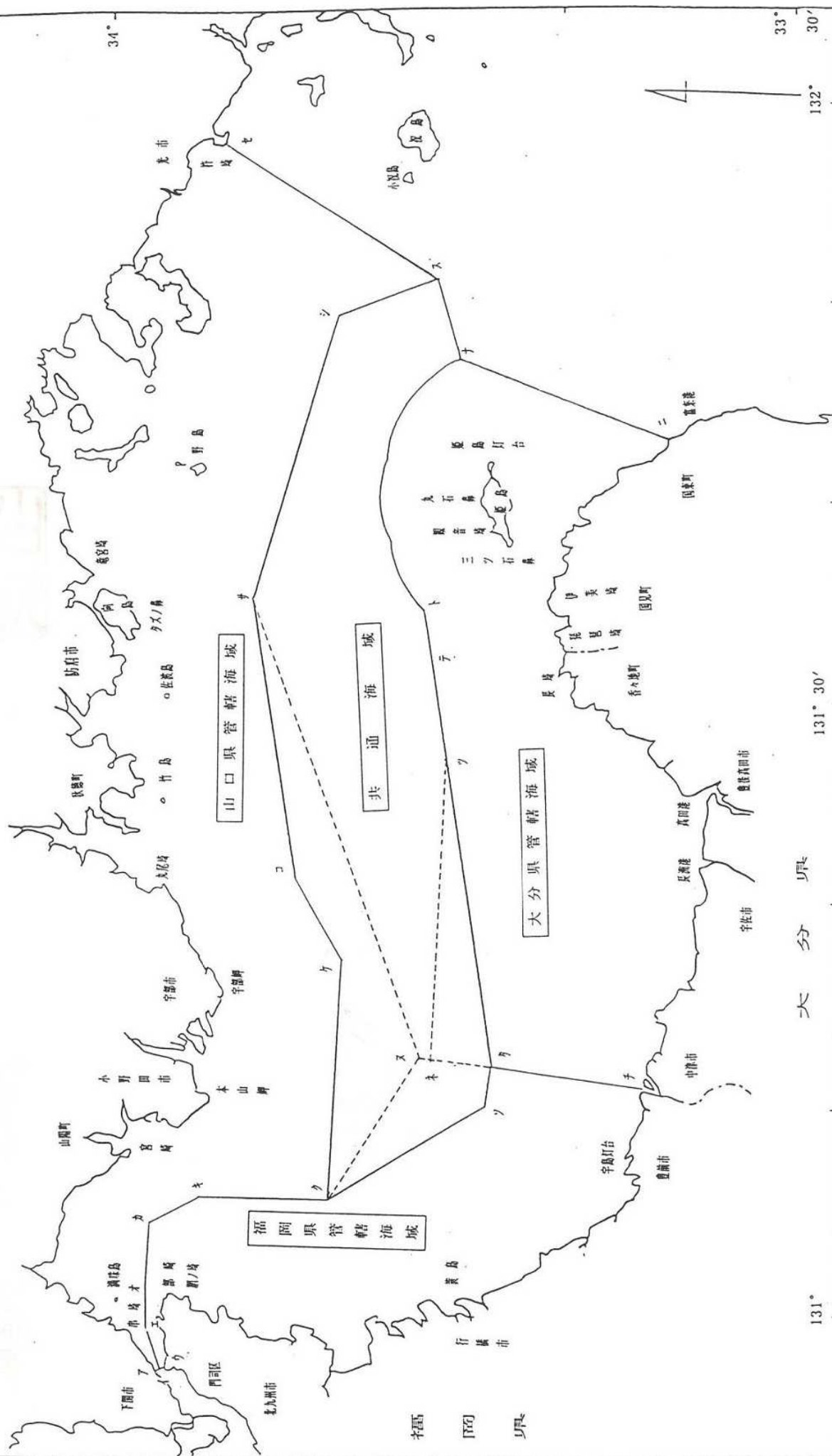
附 則

この規程は平成21年9月30日から適用する。

附 則

この規程は令和 2年9月24日から適用する。

山 口 県



全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について

- ・今年度の九州ブロック会議は、大分県で開催予定（令和7年10月30～31日）。
- ・毎年度、九州ブロック会議に議題（要望事項）を提案。
- ・当会議で承認され、その後、全漁調連の総会で採択されれば、国への要望に内容が盛り込まれる。

過去の提出議題（平成25年～令和6年）

年 度	議 題 名	備 考
H25	○我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について ○大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直しについて	・日韓漁業協定に基づき相互入漁。 ※民間協定によりEEZ内での操業トラブル防止策（ホットライン）実施 ・福岡県沿岸において沖合漁業は周年操業、福岡県沿岸漁業は休漁期間を設定。
H26 ～29	○我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業秩序維持について ○大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	・H28年5月以降、両国間の相互入漁は停止中。
H30 ～R4	○日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について ○大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	
R5 ～R6	○我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について ○大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について ○新たな資源管理措置について（追加）	・漁業法改正を受け、国は資源評価に基づく新たな資源管理（TAC管理）を開始。 ・TAC魚種拡大とともに、資源管理の推進のためのステップアップ管理を開始。

「 要望事項とりまとめの留意点について 」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いいたします。

記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に即したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること。

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会長

「平成18年12月開催の全漁調連会長・副会長会議で確認された具体的な整理方針」

- ① 要望事項は「漁業調整」や「漁業管理」に関連した物に絞り込む
→ 「有害生物対策」と「海岸ゴミ・流木処理」は取り扱わない。
- ② 有害生物の除去は、漁業調整委員会が取り扱う案件ではない。
(有害生物により漁場計画の執行に支障が生じるとの考え方には無理がある。)
- ③ 外国からの流木対策は、一義的に一般の船舶を含む航行管理の問題。海岸ゴミ等も航行管理や環境問題の性格が強い。

別紙様式 2

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

我が国 E E Z 内における韓国 **はえ縄** 漁船の操業禁止及び取締 **り** 強化について

内容

新日韓漁業協定（平成 11 年 1 月発効）では相互入漁が原則となっていますが、我が国 E E Z 内で韓国漁船の違反操業やトラブルが多発していました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成 20 年に日韓両国間の民間協定である E E Z 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

しかしながら、平成 23 年に韓国からホットラインの一方的な打ち切りが通告されたことで、我が国はえ縄漁船の漁具被害が多発し、その後、25 年に復活したものの、韓国の政局に左右される不安定な状況となっています。

現在、韓国との **政府間交渉は中断され**、相互入漁は停止している状況ですが、我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場のため、相互入漁が再開された場合、再びトラブルが増加する可能性が高 **まり** ます。**く、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければならなくなります。加えて、韓国まき網漁船は集魚灯の光力制限がないなど規制の違いから、我が国漁業の操業に支障をきたす上、令和 2 年の漁業法改正により T A C 管理が厳格化される中、入漁した韓国漁船に T A C が配分されることになれば、我が国漁船への配分にも影響が及ぶことが懸念されます。**

つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の E E Z 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により、我が国漁船の安全操業を確保すること。

※朱書き部分は昨年度提案議題から変更・追記した部分

別紙様式 2

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

内容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域などは、本県の中核的な漁場がありますが、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域となっていることから、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。

さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、これら沿岸漁業と同じ魚種を対象とする大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望いたします。

- 1 本県沖ノ島周辺海域などでは大規模な漁場造成事業を実施し、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、おみいることから、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。

※朱書き部分は昨年度提案議題から変更・追記した部分

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

新たな資源管理措置について

内容

国において示された資源管理の推進のための新たなロードマップでは、最新の科学的データをもとに資源評価を行い、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、漁獲可能量による管理をすすめることとされております。

新たな資源管理に取り組む必要があることは、漁業者も県も理解しておりますが、本県が属する九州をはじめとする西日本では、釣りや網など多くの漁業種類があり、その多くが小規模な沿岸漁業であることから、十分な合意が得られず、管理体制が整わない中で、資源管理の取り組みが始まり、極端な漁獲制限をされれば、経営がなりたたなくなるのではといった不安や管理の実効性が確保できないのではないかとといった声が良く聞かれます。

また、国の資源評価の結果と現場での感覚との間にずれがあるといった意見や遊漁者に対しても一様に管理に取り組ませるべきといった意見もございます。

つきましては、今後の資源管理の実施にあたっては、次の点に留意して行うよう要望いたします。

- 1 資源評価の精度向上を図ること。
- 2 資源管理の実施にあたっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を十分に得るとともに、沿岸漁業の経営に配慮して行うこと。
- 3 遊漁者に対しても資源管理に取り組む体制を作ること。
- 4 資源管理措置により、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営維持のための対策を講じること。
- 5 ステップ 3 への移行までに、T A C 管理を導入した場合の漁獲枠の配分方法、適切な管理期間、漁獲量の集計・管理方法などについて、具体的方針を示した上で、関係者の理解を得ること。

※朱書き部分は昨年度提案議題から変更・追記した部分

くろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

概要

令和6年7月16日及び令和7年2月28日付で筑前海区漁業調整委員会から適当である旨の答申をいただいた、特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱に基づき、令和6管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量並びに、令和7管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について、報告するもの

1. 令和6管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲可能量の変更

○他県への譲渡

- ・令和7年1月末時点における小型魚の漁獲可能量17.5トンに対し、漁獲実績は8.8トンであり、目標の消化率8割の達成が困難な状況。
- ・筑前海釣漁業協議会に諮り、過去の漁獲実績を考慮した結果、13.0トンあれば目標を達成しつつ、採捕停止にならないと判断し、4.5トンの譲渡を決定。
- ・譲渡先及び数量は事前に要望のあった山口県に2.5トンと徳島県に2.0トン実施。

	変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	17.5 トン	13.0 トン

2. 令和7年管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更

○追加配分

- ・令和6管理年度に消化率8割を達成したため、小型魚12.2トン、大型魚4.9トンの追加配分が決定

○不等量交換※

- ・筑前海資源管理手法検討部会クロマグロ部会で協議した結果、小型魚15.0トンを大型魚22.0トンに振替。

※不等量交換：小型魚から大型魚へ漁獲枠を振り替える際に係数1.47を乗じる。年2回（2月と5月）に国の要望調査に基づき実施。

	当初	追加配分	不等量交換	変更後
小型魚	26.9 トン	+12.2 トン	-15.0 トン	24.1 トン
大型魚	20.6 トン	+4.9 トン	+22.0 トン	47.5 トン

※令和6管理年度福岡県知事管理漁獲可能量

小型魚：13.0 トン

大型魚：15.5 トン

特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱について（諮問）

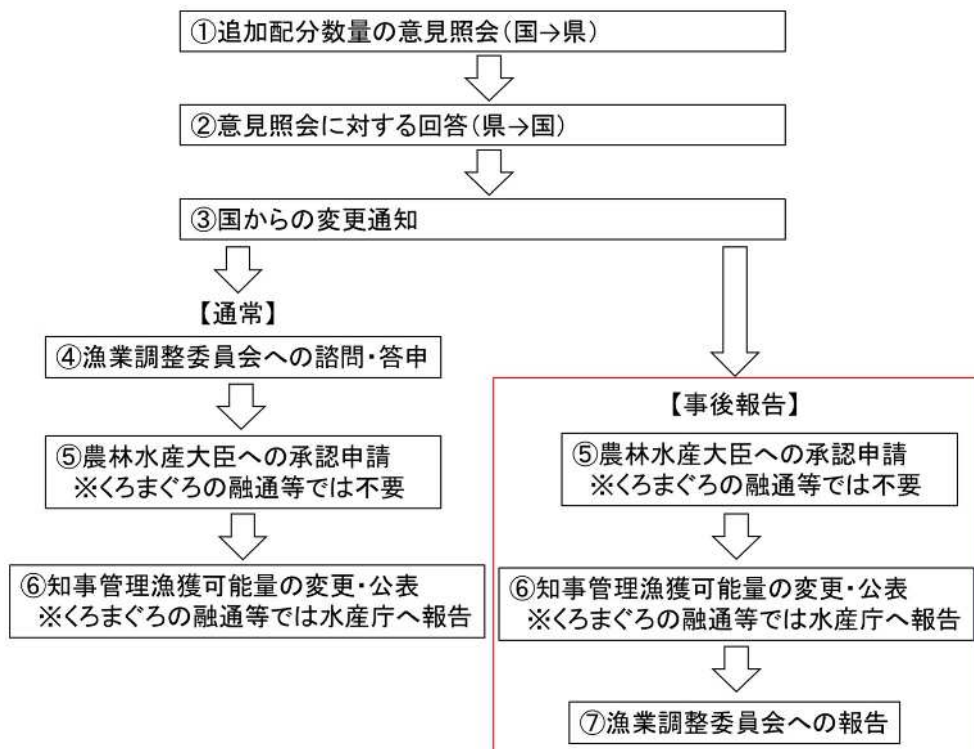
水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・ 漁獲可能量の変更について、手続きの迅速化を図るため、県資源管理方針で、予め漁業調整委員会の上承を得た上で、諮問・答申を経ず、事後報告による対応を可能としている。
- ・ 福岡県資源管理方針では、「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」ともに、管理区分が1つしかなく、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理区分に配分することとしている。
- ・ このため、融通等に伴う数量の変更は裁量の余地がない機械的な変更であることから、令和7管理年度のくろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領に基づく変更及び農林水産大臣が必要と認める場合の配分については、本県においても漁業調整委員会へ事後報告で対応することとする。

【事後報告が可能となる変更の例】

- ・ 前年度繰越分及び消化率メリット等の追加配分に伴う漁獲可能量の変更
- ・ 大臣管理区分及び都道府県間の融通による漁獲可能量の変更
- ・ 小型魚から大型魚への不当量交換による漁獲可能量の変更



漁獲可能量の変更に係る手続のイメージ

特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定及び変更について

水産振興課

【概要】

- ・知事は、福岡県資源管理方針に即して、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・今般、令和7年7月1日より令和7管理年度が開始した「ぶり」の知事管理漁獲可能量を定めたことについて、福岡県資源管理方針別紙1-11 第3条^{※1}に基づき豊前海区漁業調整委員会に報告を行うもの。

※1 福岡県資源管理方針別紙1-11 第3条：漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

【知事管理漁獲可能量の設定について】

- ・「ぶり」については、福岡県資源管理方針より、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県ぶり知事管理区分に配分することとしている。
- ・今回、本県に定められた「ぶり」の都道府県別漁獲可能量は「101,000 トンの内数」であることから、福岡県ぶり知事管理区分に配分する数量を「101,000 トンの内数」と定めた。

表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めた知事管理漁獲可能量

特定水産資源	令和7 管理年度	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量		備考
			知事管理区分	配分数量	
ぶり	7/1～ 6/30	101,000 トンの 内数	<u>福岡県ぶり 知事管理区分</u>	<u>101,000 トン の内数</u>	漁業法第16条第1 項に基づく知事管理 漁獲可能量の設定